

令和6年 第12回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和6年8月23日（金）
開会 午前9時30分 閉会 午前10時00分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 関美幸 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 川村義輝 教育理事 起須周平
教育理事兼総括指導主事 久保有紀 教育総務課長 西村 隆
理事兼学校教育課長 上羽正行 生涯学習課長 松本 優
スポーツ推進室 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之
- 5 書 記 教育総務課主任 松下晃太郎
- 6 議 事
 - (1) 議案第68号 令和7年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について
【追加議案 議案第69号、議案第70号】
 - (2) 議案第69号 令和7年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について
 - (3) 議案第70号 京丹後市立学校医の委嘱について
- 7 そ の 他
 - (1) 各課報告
 - ①京丹後市文化財建造物修理現場公開について
 - ②「京丹後の歴史文化を学ぶ」網野銚子山古墳から学ぶ京丹後の歴史について
- 8 会 議 録 別添のとおり（全8頁）
- 9 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和6年10月8日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 野木 三司

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦

〔被招集者〕 野木三司 関 美幸 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 川村義輝 教育理事 起須周平

教育理事兼総括指導主事 久保有紀 教育総務課長 西村 隆

理事兼学校教育課長 上羽正行 生涯学習課長 松本 優

スポーツ推進室長 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之

〔書 記〕 教育総務課主任 松下晃太郎

〈松本教育長〉

ただいまから「令和6年 第12回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

皆さん、おはようございます。

暑さは依然厳しい状況ですが、来週から小中学校は2学期が始まることとなります。熱中症等に十分気をつけながら、子どもたちが成長した姿で、2学期の学びに生き生きと向かってくれることを期待しています。

さて、8月の定例会でもお伝えしていましたように、本市のグローバル人材育成プログラムの最上位に位置づけている「Kyotango Sea Labo」が8月5日からの5日間で無事大きなトラブルもなく終了しました。このプログラムを終えた子どもたち一人一人の感想を聞くと、英語を中心的な言語として探究的に学ぶことの難しさと楽しさに触れ、この経験を今後の学校での学びや生徒会活動等に生かしていきたいという趣旨の積極的なコメントが多かったことに、このプログラムの成果をはっきりと見ることができました。そして、今回は、教員のグループも一つ作り、子どもたちと同じようにプログラムを体験してもらうことで、このプログラムの狙いや本市がつけたいと考える子どもたちの資質・能力がどのようなかを先生方に肌で感じていただく大変よい機会ともなりました。

区切りとしていた3年間が終了しますので、来年度からは、このプログラムを教育課程の中に無理のない形でどう位置づけていくか、また希望する生徒にこれまでと同じようなプログラムをどう継続させていくかについて、検討していかなければならないと考えているところです。

本日は、「令和7年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」をはじめ3議案の審議を予定しています。どうぞよろしく願いいたします。

〈松本教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

野木委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

<松本教育長>

初めに、議案第68号「令和7年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<上羽理事兼学校教育課長>

議案第68号でございます。

中学校用教科書の採択につきましては、3ページ目、資料1の令和6年4月25日付け6教学第512号「令和7年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」にて、令和7年度の中学校用教科書の採択については、全ての教科書について「令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができる」とされています。

今年度は、令和6年4月18日に第1回丹後教科用図書採択地区協議会を開催し、中学校教科用図書の採択に向けて取組みを進め、7月24日・29日の第2・3回目の採択地区協議会で、一教科5人の調査員で行った調査研究の結果報告を各代表調査員から受け、8月8日の第4回目の採択地区協議会で選定を行ったところでございます。

10ページ目、資料2の令和6年8月13日付け6丹教協第8号「令和7年度丹後地区使用中学校教科用図書の選定について（通知）」にて、選定結果の報告を受けました。選定理由につきましては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、令和6年4月25日付け6教学第513号「令和7年度使用中学校、義務教育学校（後期課程）、特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）の教科用図書の採択基準及び基本観点について（通知）」、令和6年7月2日付け6教学第816号「令和7年度使用中学校教科用図書選定資料について（通知）」、また当協議会調査員が実施した調査研究結果等を総合的に勘案し、協議して1種選定したものでございます。

それでは選定された教科用図書の発行者の御案内をさせていただきます。2ページ目にお戻りいただきまして、別紙と書かせていただいております表にまとめてございます。主な選定理由及び出版社名を御紹介させていただきます。

国語 光村図書出版株式会社

理由：古文の横に現代文が記載されており、分かりやすい。また教材が充実しており読みやすい。

書写 光村図書出版株式会社

理由：国語の教科書との関連性から同じ出版社の教科書がよい。

社会・地理歴史公民 東京書籍株式会社

社会・地理

理由：領土問題など、子どもたちに考えさせるような記載となっている。まとめ方、ポイントが押さえられており、読みやすい。

社会・歴史

理由：まとめ方、ポイントが押さえられている。学びやすい構成であることと、ルビが振られており読みやすい。

社会・公民

理由：探究的な学びという点で優れている。

地図 株式会社帝国書院

理由：地図の使い方が巧みであり、写真と図の構成に優れている。等高線の色分けなど見やすい工夫が施されている。

数学 株式会社新興出版社啓林館

数学は令和6年度の大日本図書から啓林館へと採択が変更となっています。

理由：啓林館は不登校などで学びにくさのある子どもたちが、たとえ自習で学ぶ場合でも学びやすくするための様々な工夫が施されている。小学校の算数の教科書は啓林館であり、また中学校の理科の教科書も啓林館であるため、学びの継続性という観点からも啓林館がよい。STEAM教育の視点からも優れた教科書である。

理科 株式会社新興出版社啓林館

理由：学びの多様性への対応を備えている。また、写真が多く掲載されており分かりやすい点と、生徒の興味を引く構成となっており、理科嫌いの生徒への配慮がある。

音楽一般・音楽器楽 株式会社教育芸術社

理由：QRコードが充実しており、学習を深めることができる。また、自由度が高く、学校行事にも活用しやすい内容である。和楽器の記載が丁寧である。アンサンブル等の自由度も高い。

美術 光村図書出版株式会社

理由：生活に関連した教材であり、またアニメ等を用い、興味を引かせる内容であり工夫がされている。教科書そのものの芸術性が高い。別冊が活用しやすい内容である。

保健体育 東京書籍株式会社

理由：心の健康面を含めた内容が充実している。使いやすい構成となっている。

技術 東京書籍株式会社

理由：プログラミング教育についての内容が充実している。

家庭 開隆堂出版株式会社

理由：ヤングケアラー、コウノトリのゆりかごなど、現在の社会情勢に合わせた内容の記述がある。目次が見やすい。料理や裁縫では安全性についての記載が分かりやすい。自立と共生についての記載がしっかりされている。災害についての取扱いについても記載がしっかりなされている。キャッシュレス払いについての問題点についても取り上げている。

外国語（英語） 東京書籍株式会社

理由：小学校との接続において東京書籍を選択することがよい。英語の正しい発音ができるためのフォニックスの指導が充実している。QRコードについてもたくさん掲載されている。

道徳 廣済堂あかつき図書

理由：心の問題、いじめのここの内容の記述に優れている。心の成長についても最も多く記載があり、総合的に充実している。生徒が自由な発想を持ちながら授業を進めることができる。

なお、今回新たに採択された教科用図書につきましては、令和10年度まで同一のものを使用することになります。

京丹後市教育委員会事務委任規則第2条におきまして、「教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。」と示されておりますが、次に掲げる事項の中には「教科用図書の採択に関する事」がございますため、令和7年度使用中学校教科用図書の採択につきまして、教育委員会の議決を必要とするものです。

また、教科用図書の採択時期は、無償措置法施行令第14条に、使用する年度の前年度の8月31日までにを行わなければならないとされておりますので、この8月の臨時会におきまして御審議をいただくものです。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

<松本教育長>

議案第68号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈野木委員〉

一つ一つの教科書の話ではないのですが、調査員さんから報告を受けるということに関しまして、私も何度か教科書の採択に出させていただいて、今回ほど公正にといいますか、的確に調査報告を受けたということとはございませんでした。そういう意味では、調査員の先生方のすばらしい調査の仕方というのは、感謝したいなと思っております。そういう意味で、そこから選定された教科書に関しては絶対的な自信を持って提案させていただいたと思っております。以上です。

〈松本教育長〉

ありがとうございます。その点について、よろしいですか。

1回目の丹後教科用図書採択地区協議会の中で、丁寧に、今後の方向性として昨年度までを踏まえて、学校現場の調査員の方々にも丁寧に御説明をさせていただいたところも、そうした公正で分かりやすい表現になっていたのではないかなというふうに思います。

そのほか何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第68号「令和7年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、本日追加議案を2件準備しています。

初めに、議案第69号「令和7年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈上羽理事兼学校教育課長〉

議案第69号でございます。

小学校用教科書の採択につきましては、3ページ目、資料1の令和6年4月25日付け6教学第512号「令和7年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」にて、令和7年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除き、令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないとされています。

したがって、小学校教科用図書は令和9年度まで同一のものを使用することになります。2ページ目に、別紙ということでその一覧を表でお示しをさせていただいているところでございます。

京丹後市教育委員会事務委任規則第2条におきましては、「教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。」と示され、その中には「教科用図書の採択に関する事」があります。そのため、令和7年度使用小学校教科用図書の採択につきまして、教育委員会の議決を必要とするものです。

また、教科用図書の採択時期は、無償措置法施行令第14条に、使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされているため、この8月の臨時会で御審議いただくものです。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〈松本教育長〉

議案第69号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第69号「令和7年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、会議の非公開についてお諮りします。

議案第70号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので議案第70号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第70号について同意)

〈松本教育長〉

これより会議を公開とします。

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて、3のその他ということで、何かありましたらお願いいたします。

(1) 各課報告

〈文化財保存活用課〉

- ① 京丹後市文化財建造物修理現場公開について
- ② 「京丹後の歴史文化を学ぶ」網野銚子山古墳から学ぶ京丹後の歴史について

〈松本教育長〉

そのほか何かございませんか。

ないようでしたら、以上で第12回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦勞様でした。

<閉会 午前10時00分>

[9月定例会 令和6年9月2日(月) 午前9時30分から]